

国 都 安 第 1 8 3 号
平成 2 5 年 3 月 2 7 日

関係地方公共団体 へ

国土交通省都市局都市安全課長

集団移転促進事業計画の軽微な変更の取り扱いについて

平成 2 5 年 3 月 2 7 日国土交通省告示第 2 7 9 号で、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行規則第四条第二号に規定する国土交通大臣の指定する事項を定めたところであるが、東日本大震災復興交付金を充てて行う集団移転促進事業における当該告示の取り扱いについては以下のとおりとする。

なお、貴県におかれては、貴管下の市町村に対してもこの旨周知いただくようお願いする。

記

- 1 告示に規定する「集団移転促進事業の実施に支障がないと国土交通大臣が認める変更」とは、直近の国土交通大臣が同意した集団移転促進事業計画（以下「事業計画」という。）の補助対象事業費の合計額の 2 0 % 未満の変更とする。
但し、上記の場合でも、別紙 1 に掲げる変更を行おうとする場合には、軽微な変更の対象とはならない。
- 2 軽微な変更に係る届出は、当該変更に係る事業費の執行までに行うこと。
- 3 上記 2 に関わらず、同意されている事業計画の範囲内での縮小となる変更については、事業が完了するまでに届出をすれば足りるものとする。ただし、別途事業計画の変更が必要となる事由が生じた場合はこの限りでない。
- 4 戸当たりの単価が高い地区については、事前に国土交通省に確認をとってから届出を行うこと。

別紙 1

下記に掲げる計画変更については、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行規則、国土交通省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則、東日本大震災復興交付金交付要綱（国土交通省）附属編20防災集団移転促進事業（以下「要綱」という。）において、「国土交通大臣が認める場合」等であることが要件とされている事項に係る変更であることから、従前どおり国土交通大臣の同意が必要となるので留意されたい。

1. 計画変更により、新たに大規模な公共施設を追加する場合又は整備する公共施設の規模を大幅に拡充する場合。
2. 移転促進区域から移転しようとする住居の数が10戸を超える場合に、そのうち住宅団地へ移転しようとする住居の数が、計画変更により、全体の半数未満の戸数となる場合。
3. 要綱別表（1）及び（3）の経費について、基礎額を超えるような変更をする場合。ただし、現計画ですでに基礎額を超えている場合で、計画変更により、当該経費が減額される場合はこの限りでない。
4. 現計画において住宅団地の土地を賃貸することとしていた場合で、かつ、既に東日本大震災復興交付金（以下「交付金」という。）を充てて当該土地を取得している場合に、計画変更により、当該土地を分譲することとする場合。
5. 計画変更により、住宅団地の用地の取得及び造成に係る経費に交付金を充てることとする場合。ただし、住宅団地の土地を造成後に譲渡する場合に限る。
6. 計画変更により、公益的施設の土地を賃貸とする場合。
7. 公益的施設の面積が住宅団地の面積の3割を超えるような変更をする場合。ただし、現計画ですでに3割を超えている場合で、計画変更により、面積が縮小される場合はこの限りでない。

(参照条文)

(別紙 1 - 1 関係)

○防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令

第三条 法第七条第三号に規定する政令で定める公共施設は、法第二条第二項に規定する住宅団地（以下「住宅団地」という。）に係る道路、飲用水供給施設、集会施設、広場、排水施設その他これらに類する公共施設で、国土交通大臣が同条第一項に規定する移転促進区域内におけるこれらの施設の設置状況及び住宅団地の規模を勘案して必要と認めるものとする。

(別紙 1 - 2 関係)

○国土交通省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則第 11 条第 1 項の規定により読み替えられた防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行規則

第一条 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令（昭和四十七年政令第四百三十二号）第一条に規定する国土交通省令で定める戸数は、五戸とする。ただし、国土交通大臣が必要と認める場合を除き、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第百三十二号。以下「法」という。）第三条第一項に規定する集団移転促進事業計画において定める移転しようとする住居の数が十戸をこえる場合には、その半数以上の戸数とする。

○東日本大震災復興交付金交付要綱（国土交通省）附属編 20 防災集団移転促進事業

(別紙 1 - 3 関係)

5. 2 交付対象事業を実施する区域の自然的経済的社会的諸条件を考慮して、国土交通大臣が必要と認めるときは、別表に掲げるところにかかわらず、別に定めるところにより別表の(1)及び(3)に掲げる事業の基礎額を算定することができる。

(別紙 1 - 4 関係)

6. 1. 一 当該事業により取得し、又は効用の増加した土地を譲渡し（国土交通大臣が認める場合を除く。）、交換し、又は担保に供してはならないこと。

(別紙 1 - 5 関係)

6. 1. 二 住宅団地の用地の取得及び造成後に当該用地を譲渡する場合においては、集団移転促進事業を実施する区域の自然的経済的社会的諸条件を考慮して、国土交通大臣が必要と認める場合に限り交付の対象とすること

(別紙 1 - 6 関係)

6. 1. 三 公益的施設の用に供する土地については、当該土地の取得及び造成後に公益的施設の所有者又は管理者に譲渡することを基本とする。ただし、国土交通大臣が特に認める場合はこの限りでない。

(別紙 1 - 7 関係)

6. 1. 五 公益的施設の用に供する土地の取得及び造成を伴う事業については、公益的施設の用に供する土地の面積は住宅団地の面積の 3 割（当該住宅団地に適する公益的施設の規模を勘案して国土交通大臣が必要と認める場合は 5 割）を上限とすること。